

若狭守護一色氏の在国支配機構

— 小守護代と在国奉行を中心に —

河村 昭一

兵庫教育大学第2部(社会系教育講座)

はじめに

南北朝室町期守護の分国支配において、守護代の果たす役割の大きさについては改めて多言を要するものではなく、当該期守護権力の分析にとって守護代の実態解明は不可欠の作業である。かかる視点から、かつて取り上げた斯波氏のもの越前・遠江守護代甲斐氏¹⁾に続いて、近年若狭守護一色氏²⁾のものとの守護代小笠原氏・三方氏の動向を不十分ながら検討し、南北朝期の小笠原長房が在国しながらかなりの強権をもって分国経営に当たったこと、室町期の三方範忠は在京を原則としつつも、一族を在国守護代として下国させたり、小守護代の改替を通じて在地における守護権力の保持、浸透に努めたこと、などを指摘した³⁾。しかし、その際三方氏のものとの小守護代長法寺氏・松山氏について若干論及したことを除けば、在国支配機構の考証、分析は等閑に付してきた。そこで小稿では、一色氏治政下の若狭における在国支配機構の構造が、守護代の在国した南北朝から、在京するようになる室町期にかけていかなる変化を遂げたのかを、小守護代と在国奉行の關係を通じて検討してみたい。

一 武田重信と在国奉行

1 在国支配機構の形成

「若狭国守護職次第」⁴⁾(以下「守護次第」と略記)の「一色修理大夫入道信傳(範光)」の項には、次のような記述がある。

【史料A】

貞治五年八月より給之、両使伊藤入道・遠山入道下向、代官小笠原源藏人大夫長房^{後號三河守}(中略)信傳御逝去之後、小笠原三河守出家、法名道鎮^{後改淨源}、又代官武田右京亮重信、同出家、法名淨源

應永三年正月廿五日死去
子息左近將監長盛又代守護代

これによれば、一色範光は守護職就任と同時に(ただし八月ではなく十月中旬⁵⁾)、「両使」として伊藤入道・遠山入道を下し、守護代に小笠原長房を任じている。小笠原は將軍近習に出自をもつ可能性があり(拙稿A)、おそらく両使の二人と同時に若狭に下国したものとみられる⁶⁾。一色氏にとってまったく足がかりを持たない新天地若狭の支配は、このように、京都から派遣された守護代・両使によって開始されたと思われるが、このうち両使の方は、その後の史料にまったく所見がないので、あるいは、恒常的機関ではなく、臨時的役職であったかも知れない⁷⁾。

ところで、「守護次第」は武田重信の又代官（以下では「小守護代」の語を用いる）在職を伝えているが、その始期については記さない。この武田は鎌倉期以来の土着武士ではないとしても、一色氏の守護就任以前から若狭で活動していた国人であるから、彼が登用されたのは、小笠原らが下向して多少の時間を経てからであろう。貞治六年（一三六七）に武田重信と思われる「右京助殿」が「当守護殿奉行」とは別に太良荘に入部して礼銭を請取っているのは、小笠原らの入部の翌年には、武田が奉行とは区別される地位を在国支配機構の中に得ていたことをうかがわせる。ただ次項で述べることく、武田重信と在国奉行の間の格差は決定的なものではなかったらしいから、当初から重信が小守護代と称されていたとは必ずしも断定できないので、彼の地位については、当面「」を付して「小守護代」と記す。

両使下向から約二か月後、次のような守護方借物請取状がみられる。

【史料B】（エ八二）

若州太良庄借物事、自東寺雜掌方式拾貫文、所請□之状如件、

貞治五年十二月十八日 □□（花押）

直秀（花押）①

この発給人の地位は、太良荘の年貢算用状にしばしば見える「守護方奉行」とみなすべきであろう。このうち奥の直秀の花押は、応安三年（一三三〇）八月当時の太良荘預所直秀の花押（花押②）と似ている。この直秀は、康安元年（一三六一）、当時の守護細川清氏から半済給主職を預けられたばかりか、寺家進止の太良荘預所職も宛行われたと称して同荘に入部し（一三〇）、貞治六年にも太良荘預所職を違乱しているとして訴えられている渡辺弁法眼直秀（な一一二一一・二、ミ四四一五）とおそらく同一人物であろう。さらに、元弘三年（一三三三）十二月十六日に太良荘に乱入した悪党の一人、渡野辺中務丞の弟、弁

房（る一八一四）も、松浦義則氏の指摘されるように、直秀に連なる一族、もしくは本人の可能性がある。また「若狭国一宮社務代々系図」に「倉見渡部六郎」の名が見えるから、渡辺氏は国御家人倉見氏の系譜を引く土着武士とみられる。以上の推測が認められるとすれば、両使・守護代の下向後二か月以内に、鎌倉期以来の土着国人渡辺氏らが在国奉行に加えられ、その後武田重信が「小守護代」に任じられるなど、比較的短期のうちに、在国武士を含めた支配機構が編成されたと考えられる。なお、この作業が守護代小笠原長房の主導のもとに進められたとすれば、在国支配機構に組織された国人と小笠原氏の間には特別な関係が生じた可能性が高く、事実「小守護代」武田重信が小笠原氏の私的代官としての側面を強く持っていたことは、後述するところである。

2 一色氏の諸役徴収体制と「小守護代」武田重信

一色氏の代になると在国支配機構に関する史料として、太良荘に対する守護役、および幕府からの公役の催促状、請取状がかなり残されている。それらをまとめた表Ⅰによって、一色氏の諸役徴収に在国支配機構がどのようにかかわっていたのか、検討してみたい。この表で、守護代小笠原長房を除く発給人をひとまず在国奉行とみなして、役の種類、催徴・請取の別に分けて改めて整理してみると、表Ⅱのような原則があることが知られる。すなわち、幕府からの公役と上下宮・八幡宮神事役の催徴文書を発給するのは守護代小笠原長房に限られるのに対して、請取状の方は、守護役も含めて在国奉行が発給している。また、守護夫の催促状は例外なく重信となっている。これらの事実は、守護代と在国奉行の間の分掌関係が当初から明確になっていたことを示すものであり、守護代の地位の高さを物語っているともいえよう。

【花押写真】



⑪



⑨



④



⑫



⑩



⑥

⑤



①



⑭

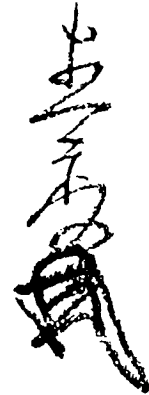


⑬



⑧

⑦



②



③

花押出典一覧

番号	署名	文書日付	出典	表I No.
①	直秀	貞治5.12.18	エ 82	1
②	直秀	応安3.8.9	「東寺文書」書	
③	重信	応安6.10.2	オ 63	5
④	(重信カ)	永徳元.10.8	ハ 83	18
⑤⑥	—・—	嘉慶元.10.15	教王護国寺文書 641	63
⑦⑧	—・—	応永5.6.13	ア 111	66
⑨	(重信カ)	永和3.8.3	大谷雅彦氏所蔵文書	
⑩	散位重信	(年欠)5.8	明通寺文書	
⑪	浄源	嘉慶2.10.23	秦文書	
⑫	浄玖	応永11.5.22	秦文書	
⑬⑭	浄玖・寿恩	応永12.8.3	明通寺文書	

花押の掲載については、京都府立総合資料館(①③④⑦⑧)、東寺(②)、京都大学文学部博物館(⑤⑥)、大谷雅彦氏(⑨)からそれぞれ許可を得た。なお、⑩⑬⑭は『小浜市史』社寺文書編、⑪⑫は同諸家文書編三の各巻末「花押・印章一覧」から転載した。

表1 一色氏治政下の太良荘に対する守護役・公役等催促状・請取状の発給人

No	文書日付	守護役				公役			出典
		守護夫	上下宮・八幡宮神事役	守護段銭	その他	御家人役	段銭		
		催促状	催促状	配符	請取状	催促状	請取状	配符	
1	貞治 5. 12. 18				某A・直秀				エ 82
2	応安 3. 9. 4					小笠原長房			オ 54
3	" 4. 閏 3. 7					小笠原長房			ツ 64
4	" 5. 7				某B・某C				オ 57
5	" 6. 10. 2						重信・経統		オ 63
6	" 10. 29					小笠原長房			オ 64
7	康暦 2. 12. 14						重信		教 594.4
8	永徳元. 2. 10						小四郎		教 594-3
9	(康暦 3) 2. 26						小四郎		教 594-2
10	" 5. 7	重信							ハ 84.8
11	" 5. 27	重信							ハ 84.7
12	" 6. 1	重信							ハ 84.6
13	" 6. 24						某D		教 594-1
14	" 7. 1	重信							ハ 84.5
15	" 8. □	重信							ハ 84.4
16	" 9. 2	重信							ハ 84.3
17	" 9. 7						重信		教 596
18	" 10. 8	重信							ハ 83
19	" 11. 5				重信				教 597
20	" 11. 9	重信							ハ 84.2
21	" 12. 15						重信		ヌ 29
22	" 12. 20	重信							ハ 84.1
27	(4例略) 永徳 2. 4. 21								ハ 88.7
28	" 6. 1		小笠原長房						ツ 76
29	" 6. 3		重信						ハ 88.6
61	(31例略) 至徳 2. 12. 26	重信							ハ 91.1
62	(年欠) 12. 2					小笠原長房			オ 216
63	嘉慶元. 10. 15							(浄玖・重信)	教 641
64	" []							(留守所)	ネ 240
65	明德 5. 6. 1		小笠原長房						ウ 62
66	応永 5. 6. 13			(長盛・浄玖)					ア 111
			上下宮段銭	守護段銭				段銭	
			配符	配符				請取状	配符
67	応永 14. 2. 3			(留守所)					ツ 97
68	" 7. 19							(留守所)	ハ 104
69	" 10. 11							(留守所)	ハ 106
70	" 18. 9. 11		(留守所)						オ 113
71	" 19. 7. 24						(勢馬氏・兼田氏)		ル 133
72	" 21. 閏 7. 16							(留守所)	ア 141
73	" 12. 17						承盛		ア 142
74	" 22. 9. 26							(留守所)	オ 131-5
75	" "							(留守所)	オ 131-6
76	" 27. 10. 3		(留守所)						オ 128
77	永享 6. 5. 7			(留守所)					ノ 214

注 (1) 守護夫の欄で省略したNa23~26、Na30~60の合計35例は、すべて重信。
 (2) 上下宮・八幡宮神事役：放生会・流鏑馬役 (Na28・65)
 (3) その他の守護役：借物 (Na1)・兵糧銭 (Na4)・御飯米 (Na19)
 (4) 御家人役：御所節供料足 (Na2・9・17)・閏月御所費殿方料足 (Na3)・築地料足 (Na5)・閏月御所御台所料足 (Na6)・宝篋院殿御仏事料足 (Na7)・御産方料足 (Na8)・御所御祝料足 (Na13)・御所椀飯料足 (Na21・62)
 (5) 公役の段銭：賀茂造替并公家進等段銭 (Na63・64)・官庁造営段銭 (Na68)・内宮役夫工米段銭 (Na69)・大嘗会段銭 (Na71・75)・即位段銭 (Na72・73)・奉幣米段銭 (Na74)
 (6) Na62の年代は、応安6年と嘉慶元年の間。
 (7) () 内は、花押のみで署名はないが、他の史料から推定したもの (本文参照)。
 (8) (留守所) は留守所下文のことで、発給人は目代・税所代を含む3人 (注13拙稿参照)。
 (9) 出典は、教 (『教王護国寺文書』) を除き、すべて『東寺百合文書目録』の函名と文書番号。

表Ⅱ 諸役徴収関係文書の発給人

役の種別	催徴	請取
公役	守護代	奉行
守護役	夫役	斬(重信)?
	神事役	守護代?
	その他	? 奉行

ところで、表Ⅰによって在国奉行の署判のあり方をみると、応安期以前の三点はいずれも二名連署でかつ署判者はすべて異なっているのに対して、それ以後は単署となる。しかし、署判者は重信↓小四郎↓某Dと変遷し、一定しない。ところが、永徳元年(一三八一)九月七日付(No.17)以後は重信に固定する。すなわち、諸役徴収における在国奉行の間

での分掌関係は、当初それ程明瞭ではなかったのが、次第に重信のもとに収斂していく様相がみてとれる。守護夫催促状の独占的発給と合わせて、諸役徴収における重信の優越的地位が永徳元年頃を境に確立したといえよう。この重信は、「小守護代」武田重信と同名であるところから、当然両者は同一人であることが想定されるが、その是非を以下検討しておきたい。

まず、表Ⅰの中の重信の花押は、No.5(花押③)を除くとすべて同じであるから(花押④)、No.5以外の重信は同一人物である。そして、その花押はNo.63の奥の花押(花押⑥)とほぼ一致する。以下はすでに指摘したところであるが、No.63で重信と共に連署している相手(後述する津田淨玖)の花押(花押⑤)は、No.66の奥の花押(花押⑧)と連筆が酷似し、No.66の目下花押(花押⑦)は当時の小守護代武田長盛(寿恩)の花押(花押⑭)に一致する。つまり、No.63の重信とNo.66の武田長盛は同じ人物との連署で段銭配符を発給していることになるから、重信の地位は、武田長盛と同じ小守護代とみなすのがもっとも自然であろう。ちなみに、長盛は武田重信の子である(史料A)。

若狭守護一色氏の在国支配機構

以上によって、表ⅠのNo.7以降の重信はすべて「小守護代」武田重信であることがほぼ立証できたが、No.5の重信はいかがであろうか。No.5の重信とその他の重信の相違点は、花押が若干異なることと、No.5のみ連署である点であるが、次の文書がこれらの相違点の溝をある程度埋めてくれる。

【史料C】

「にしつ(重信)の奉行状」

流鏑馬役事、海部左衛門方へ相尋候処、先々不入差符之由申之間、其段可心得申候、恐々謹言、

「永和三年」
八月三日

太良保公文殿

重信(花押)⑨

この花押は表ⅠNo.5の花押(花押③)とほぼ一致する上、署名部分の草名もNo.5よりくずし方が一段と進んでいるものの、同じく「重信」と読める(No.7以降の「重信」はさらにくずしている)。史料Cの重信は、守護代小笠原長房が管掌する流鏑馬役徴収において、その実質的責任者として単署の文書を発給しており、この点No.7以降の重信と重ね合わせても少しも違和感はない。また、応永二年(一三九五)、太良荘は「放生会事」で「武田殿」に「一コン分」を支出しているところから(フ七三)、神事役徴収に武田重信がかかわったことは明白であり、したがって、史料Cの重信は武田重信とみてまず間違いない。とすれば、表ⅠNo.5の重信も、この史料Cを介して、他の重信と同様武田重信その人とみなすことは、あながち強論とはいえない。

以上によって、表Ⅰの重信はすべて「小守護代」武田重信と考えることが可能になった。このことを前提にして、改めて一色氏の諸役徴収における武田重信の位置を考えてみると、当初は一般の在国奉行と

何ら変わらない立場で、連署の請取状(No.5)を発給していたのが、史料Cではまだ「にしつの奉行(西津荘は守護所所在地)」と称されながらも、おそらく正規の催徴文書は守護代小笠原長房の発給であったと思われる流鏑馬役の徴収に単独でかわるようになっていた。その後は、先に述べたように、守護夫の催徴はもっぱら重信の独占するところとなり、公役の請取状も永徳元年九月以降は重信の発給となる。要するに、初期の段階の武田重信は、在国奉行との格差がそれ程顕著ではなく、いわば在国奉行筆頭の地位にあったのが、次第に他の在国奉行との距離を広げていったといえよう。しかし、史料Cで重信が「奉行」と呼ばれていること、および表I No.63のごとく段銭配符を有力在国奉行浄玖(後述)との連署で発給している事実、そして、この二人が、永徳三年十月十五日、在京守護代小笠原氏と思われる長方(拙稿A注37)が名田荘上村の即位大嘗会段銭免除を下達した奉書(行宛所「両奉行御中」とされていると思われること、などを勘案すれば、少なくとも諸役徴収体制における「小守護代」武田重信と在国奉行との格差は、まだ決定的なものとはなっていないというべきであろう。

3 「小守護代」としての武田重信

諸役徴収における権能が在国奉行とさ程異ならないとはいえ、先にふれたように、武田重信は在国奉行とは当初から区別される位置にあった。以下では、重信の「小守護代」としての活動をみておきたい。

【史料D】

巻数一枝被進候、殊一口大般若尊勝陀羅尼目出度候、寺社惣別御祈禱、弥可被抽精誠之由、可申旨候、恐々謹言、

五月八日

散位重信(花押) ⑩

明通寺衆徒御中

この文書は「之由可申旨候」の文言から奉書とみなすべきで、発給者「散位重信」を武田重信と考えれば、守護代小笠原長房の意を奉じたものとみるべきであるが、この場合巻数返事であるから、重信の活動は小笠原長房のいわば私的代官としてのそれといわねばならない。

【史料E】

須那浦山年貢事、為半分御恩所被宛行之也、仍状如件、

嘉慶式年十月廿三日

浄源(花押) ⑪

多烏刀祢所

右に見える須那浦山は、応安の国一揆の際一揆方に属した鳥羽氏の所領で、一揆後闕所とされ、そのうち惣領分が「おかさわらのなかふさ(小笠原長房)の御ちの人」の知行とされ、その死後多烏・波部両浦刀祢に対する給恩とされたものである²¹⁾。浄源は武田重信の法名であるから(史料A)、史料Eは守護代小笠原長房の意をうけた奉書(「所被宛行之也」とあり)とみるべきであろう。ただ、内容的には、守護や幕府からの上意を下達する、いわゆる遵行系統に属するものではなく、史料Dと同様、守護代小笠原の個人的命の執行といえる。

この他武田は、拙稿B・Dで指摘したようにしばしば上落しており、若狭と京都を結ぶパイプ役を果たしているのであるが、これも京都の守護一色氏から召喚されたというよりも、守護代小笠原の指示に従ったことであつたかも知れない。要するに、「小守護代」武田重信は諸役徴収という限りにおいて公的機能を果たしていたことは事実としても、それが守護代小笠原長房の主導下における活動であることはいうまでもないし、その他の彼の活動には、小笠原の私的代官という側面が色濃くにじんでいるといえよう。応永十三年小笠原長春の失脚に伴って、武田長盛も小守護代の地位を逐われているのは、両氏の関係の緊密さを物語るものに他ならない。

二 武田長盛と在国奉行津田浄玖

前節で掲げた表Iでは、No.63の目下花押（花押⑤）とNo.66の奥の花押（花押⑧）をともに浄玖のものとしておいた。この二つの花押は、全体的形状ではかなりの相違も認められるが、運筆そのものはほぼ一致しているから、同一人とみなしてよいと思う。この両花押は応永十一年五月二十二日公文兼允・浄玖連署和与状の浄玖の花押（花押⑫）に酷似する。以上から、表I No.63（目下）・66（奥）の両花押（花押⑤⑧）の主を浄玖とみなした。前節において、No.66で浄玖と共に連署している相手を小守護代武田長盛と認めたのは、次の文書によってである。

【史料F】

松永庄之内田数三町之事、国免而自往古公田之内之諸役等無沙汰
処、近年彼寺社田に募公田しはい候之間、任大田文旨、地下支配
止候て閣申候了、若於于後々彼下地頭百姓等天役等被懸候者、
ひか事たるへく候、乃免拵状如件、

応永十二

八月三

門真殿

浄玖（花押）⑬

御賀本殿

寿恩（花押）⑭

施寺々僧御中

〔(奥裏書) 上使段銭諸役等免状御折紙〕

右の寿恩（武田長盛の法名―後掲史料I）の花押がNo.66の目下花押（花押⑦）に一致することは明らかである。段銭配符たるNo.66と、諸役（奥裏書によれば段銭を含む）免除を確認したFが、共に小守護代武田長盛と浄玖の連署によって発給されていることは、「小守護代」武田重信と浄玖との連署になる段銭配符（表I No.63）が下されていた

若狭守護一色氏の在国支配機構

南北朝末期の若狭における諸役徴収システムが、室町期に入ってもそのままの形で継承されていたことを示している。つまり、諸役徴収機能における浄玖と小守護代武田氏の関係は、基本的には変化がなかったといえる。応永七年十二月、遠敷郡汲部・多烏両浦（守護領）の百姓らは、年貢公事徴収のあり方について「奉行所」（おそらく在京守護所）に訴えた言上状の中で、「御さかなめされ候はん時へ、津田殿にても武田殿にても、一方よりおほせ候へて両方より御使入候て、ろんしめされ候事」と述べている。これは、両浦から魚を徴収する際には、「津田殿」もしくは「武田殿」のいずれかが使を入れることになっていたことを示している。つまり、守護領における諸役徴収体制の中で、この二人は全く対等の立場にあったことになり、先の浄玖と武田長盛の関係に一致する。したがって、この「津田殿」こそ浄玖その人のことであり、浄玖の姓は津田と見なすことができよう。とすれば、次の津田入道も浄玖を指すものと思われる。

【史料G】

臨川寺雑掌申若狭国耳西郷地頭職事、為守護使不入地之処、号人
夫伝馬催促、津田入道乱入当郷、擲取百姓等致狼籍云々、尤招罪
科歟、不日止使者入部、可被全寺家所務之由、所被仰下也、仍執
達如件、

応永八年八月廿四日

一色左京大夫入道殿

沙弥判

これによれば、津田入道が三方郡の荘園（耳西郷）において、人夫伝馬役の催徴を行っていたことが確認され、彼の公役徴収機能は、守護領とか、遠敷郡といった特定の地域に限定されたものではなく、若狭全体に及んでいたと考えられる。

ところで津田浄玖は、公役徴収者以外の側面を有していた。応永十

二年二月日奉行所宛多烏浦百姓等言上状²⁵によると、多烏浦が汲部浦におそらく預けていた「ゆるき山」の年貢（山手銭）を汲部浦が未進したため、多烏浦が前年五月に「つた殿」（浄玖）へ提訴した結果、浄玖は両浦百姓を喚問して多烏側の主張を認めた。応永十一年五月二十二日公文兼允・浄玖連署和与状（注24）はその時の和与状で、浄玖は裁定者として証判（花押²⁶）を据えたものと解される。また、言上状後半によると、網堵をめぐる両浦の紛争に際しても、「つた殿」は多

烏浦の提訴を受けて両浦百姓を召し合わせたが、一方に「りんしゆ」を下す前に汲部浦が網をかけた以上、いずれにも「りんしゆ」は下せないとして、以後の訴訟は受理しないと述べている。問題は、ここに見られる浄玖の活動がいかなる立場にもとづくものであるかという点であるが、さし当り多烏浦の代官のようなものが考えられよう。しかし、四年程前の応永七年十二月日多烏・汲部両浦百姓等言上状²⁶をみると、その可能性は小さいといわざるを得ない。すなわち、この文書には両浦における年貢・「いそ物」の徴収の実態がかなり詳細に述べられているが、年貢については、京都から「西の京の御時衆」が代官として下向してきて徴収したようであり、ここに浄玖がかかわっていた形跡は見当らない。彼が登場するのは、前に引用した「御さかな」徴収にあたって使を下す、という部分のみである。それも武田か浄玖のどちらかが下すことになっていたのであるから、この多烏・汲部両浦百姓等言上状にみる限りでは、両浦に対する浄玖固有の権限はなかったとみるべきであろう。以後四年余りこの状況に変化がなかったと仮定すると、多烏・汲部両浦間の相論における浄玖の立場は多烏浦代官とは別のものと考えなければならぬ。今は史料的にこれ以上の論究は不可能であるが、ここでは、代官でもない浄玖が、小守護代武田長盛をさしおいて、守護領の訴訟処理にあたっていたところに、彼の在

国守護支配機構における特殊な地位を認めておきたい。なお、仮に彼が多烏浦代官であったとしても、それはそれでまた、彼の地位の高さを裏づけることになろう。いずれにせよ、津田浄玖は、南北朝末期に諸役徴収において小守護代武田氏と同等の権能を得て以来、室町期に入ってもなおその地位を維持していたことは間違いなく、在国支配機構において、小守護代武田氏はいまだ絶対的主導権を確立していなかったと考えられる。

もちろん、武田氏が小守護代独自の立場で活動していたことはいくまでもない。たとえば、太良荘公文弁祐はかねてより問題になっていた恒枝保内の太良荘田地の回復を画策していたが、その際彼が交渉した相手は「守護代殿」＝「武田殿」であった²⁷。そうしたことを認めただでなお、彼がまだ在地において守護権力を一身に背負うだけの専権を獲得していなかったことは確認しておきたい。

表Ⅲは武田氏が小守護代にあった時期（応永十三年以前）の遵行関係文書のうち、守護代小笠原氏の発給した文書、つまり当然武田氏に宛てられるはずのものをまとめたものである。ところが、予期に反して武田氏の名は全く見えず、その代わり蓬沢左近将監（のち若狭入道）の名が目につく。なかでもNo.1・2は文書形式といい、内容といい、宛所の蓬沢を小守護代とみなして少しも不自然ではない。とすれば、この蓬沢が実は武田長盛のことである可能性も探ってみる必要があるのではなからうか。

「守護次第」の「一色左京大夫詮範」の項に、次のように見える。

【史料Ⅱ】

應永四年九月十七日浄鎮死去之後、子息蔵人大夫長春出家、號三河入道明鎮、同年武田將監任若狭守、聽出家、法名壽恩、

これによると、武田長盛が左近将監から若狭守に転じた時期は応永四

表Ⅲ 守護代小笠原長房（浄鎮）・同長春（明棟）の発給する遵行関係文書

No.	文書日付	文書名	宛人	内容	出典
1	応永4. 2. 23	小笠原浄鎮奉書案	蓬沢左近将監	太良荘の役夫工米催促停止	に 60
2	4. 20	"	"	名田荘上村の夫役等催促停止	若杉家 5
3	" 6. 6. 26	小笠原長春書状案	藤田修理亮入道	名田荘上村の段銭催促停止 (先立将監方へも申下候)	" 6
4	(年欠) 11. 14	"	蓬沢左近将監	本郷の国衙分安堵伝達	本郷 69
5	(" 8) 12. 7	小笠原明棟書状案	蓬沢若狭入道	太良荘の守護夫催促停止	ハ 98
6	" 10. 5. 27	"	阿曾沼大蔵左衛門入道 蓬沢若狭入道	太良荘の役夫工米催促猶予	井 61-2
7	6. 17	"	" . "	太良荘の役夫工米催促再猶予	し 226-2
8	6. 30	"	" . "	太良荘の役夫工米催促停止	し 226-5

注：出典は、No.2～4が『福井県史』資料編2の文書番号で、他は表Iに同じ。

年と解釈され兼ねないが、小笠原長春の出家は「若狭国税所今富名領主代々次第」によれば応永八年四月のことであり、右の「同年」を長春の出家と同じ年と考えれば、応永八年とみなすことができる。「若狭国税所今富名領主代々次第」は武田長盛について、次のように記す。

【史料Ⅰ】

應永三年正月廿五日
又代浄源死去之後、
子息左近将監長盛、
守護代并地頭代にて
當濱に住居、其後應
永八卯月に出家、號
若狭入道壽恩、

これによって長盛の出家は、小笠原長春と同じ応永八年四月であったことが確認されるから、彼が左近将監から若狭守に官途を変えたのは応永八年

で、四月に出家して若狭入道壽恩を称したことになる。この名乗りの変遷は、表Ⅲにおける蓬沢のそれとまったく矛盾しないから、先にふれた遵行系統上における彼の位置とも合わせて、蓬沢左近将監（若狭入道）が、実は小守護代武田長盛のことである蓋然性はかなり高い。もしこの推定が正しいとすると、小守護代武田氏とほとんど同じ立場にある者として、前出の津田浄玖以外にも、藤田修理亮入道・阿曾沼大蔵左衛門入道らがいたことになり、室町初期においても在国奉行と小守護代の距離は、南北朝期からそれ程広がってはいなかったといわざるを得ない。結局、守護代小笠原氏のもとでは、小守護代武田氏が在国機構において強力な主導性を発揮する状況は最後まで現出されなかったといえよう。

三 長法寺氏・松山氏と在国奉行

応永十三年の守護代小笠原長春の失脚と同時に、武田長盛も小守護代の地位を逐われ、三方範忠（守護代）―長法寺納（小守護代）体制が生まれる。この三方氏の動向や長法寺氏・松山氏（正長元年からの小守護代）についてはすでにふれたことがあるので（拙稿D・E）、ここでは、主として小守護代と在国奉行の關係に注目しつつ、三方氏の代の在国支配機構のあり方を、小笠原氏の代との比較において検討してみたい。

小笠原氏時代の段銭配符が、小守護代と在国奉行の連署で発給されていたことは先にみたが、別稿で指摘したように、応永十年頃には国衙機構が守護のもとに吸収され、同十四年以降の段銭配符は、表Ⅰにあるように例外なく留守所下文の形式をとることとなる。しかし、在国奉行が段銭徴収から排除されたわけではもちろんなく、次の文書がそのことを明示している。

【史料J】（表I No.71）

「けとり 奉行二人」

請取 大賞會段銭事

合 沓貫七百人者

太良庄本所

右、且所請取之状如件、

應永十九
七月廿四日

——（花押）
——（花押）

端裏書に見える「奉行二人」は在国奉行とみなしてよからうから、三方氏の代の在国奉行が、段銭徴収にかかわっていたことは明白である。ただ、右の二人とかつての津田浄玖とは、小守護代との関係において大きな差異がある。長法寺氏時代の史料で「奉行」の名辞が見えるのは、他に二例あり、その一つは、応永二十七年太良庄国下行銭注文（ハ一四一）の地頭方の項の「同（宝幢寺供養之時）長法寺奉行兩人」というものである。この下行銭（礼銭）のことを、同年の地頭方年貢算用状（フ九〇）では「同長法寺若黨出之」と記しているのので、「長法寺奉行兩人」とは長法寺氏の若黨であったことが知られる。そして、この「奉行兩人」と先の段銭請取状（史料J）を発給している「奉行二人」は、ともに太良庄側からの呼称であることから、同一人である可能性が高い。そうであれば、長法寺氏は自分の被官をもって段銭徴収にかかわる在国奉行を編成していたか、もしくは在国奉行を被官化したことになり、いずれにせよ、そこにはかつての武田氏と津田浄玖・藤田・阿曾沼氏のような関係は認められない。

ところで、この「長法寺奉行兩人」は勢馬・兼田両氏ではないかと思われる。この二人は、応永二十三年から四年間、太良庄から合わせて一貫文の礼銭を毎年受け取っているが（ハ一三六〜一四〇・リ一〇五・フ八八・ツ一一〇）、同三十一・三十二年には「長法寺礼時」に礼銭を贈与されている（ハ一四九〜一五一・リ一一三）。これは、勢

馬・兼田両氏が、長法寺氏ときわめて密接な関係を持ちながらその下に属していたことを示唆している。また、二人のうち勢馬氏は、応永二十一年守護方人目注文（ツ一〇九・教王護国寺文書一〇一一号）に「西津勢間」を見えるところから、彼が西津庄に置かれた守護所の吏僚であることをうかがわせ、兼田氏と共に在国奉行であった可能性を補強している。なお、「羽賀寺年中行事」によると、応永年中に「勢馬長者」なる者が熊野（遠敷郡国富庄内）に屋敷を構えていて、この屋敷がのち勢馬堂と称する阿弥陀堂になったと伝えている。この「勢馬長者」こそ、在国奉行勢馬氏のこととみなしてよからう。一方兼田氏は、名字の地と思われる兼田（遠敷郡玉置庄内）が「兼枝」とも書いたと伝えられるところから、次の小守護代松山氏のものとの在国奉行包枝氏（後述）と同族（もしくは同家）と推定される。したがって、勢馬・兼田両氏が長法寺氏時代の在国奉行であった蓋然性はきわめて高い。なお、兼田（包枝）氏は鎌倉期の国御家人包枝氏の系譜を引く在地武士であろう。

さて、長法寺氏時代の「奉行」のもう一つの所見は、応永三十四年の太良庄地頭方年貢算用状（ハ一五四）の「守護代礼時兩奉行方」というものである。この場合の「守護代」は三方範忠ではなく、三方若狭守（範忠の三男範次力）のことである（拙稿D）。三方若狭守は、応永二十一年に範忠が自分の代官に任じたもので、いわば在国守護代のような立場にあったが、実際に下国したのは応永二十七年頃からは、ちやうどそれと時を同じくして、それまで続いていた勢馬・兼田氏への礼銭が途絶え、同三十年に復活するものの翌年を最後に太良庄算用状から両氏の名前が消滅する。そうした折りに、先に示したように応永三十四年に「兩奉行方」の記載が登場するのであるが、これが、勢馬・兼田両氏だとすれば、二、三年前に長法寺氏と同時に礼銭

贈与に預かっていた二人が、今度は三方若狭守への贈与の時に礼錢を受けていることになる。このことは、かつては小守護代長法寺氏の被官であった在国奉行の二人が、次第に在国守護代三方若狭守との関係を強化しつつあったことを暗示している。少なくとも応永三十四年の段階の太良荘側は、二人への礼錢は三方若狭守への贈与に伴うものと認識しているのである。かくして、三方氏による在国守護代の設置、派遣は、結果的に小守護代長法寺氏の地位の相対的低下をもたらしていったと思われるが、拙稿Dで指摘したように、長法寺氏の権勢は決定的転落にまでは至らず、最後まで在地に根強い影響力を保持した。それ故に長法寺氏は、正長元年（一四二八）の徳政一揆に伴う「地下のさくらん」（一〇〇）を契機に、若狭支配の深化をもくろむ三方氏から改替されたものと推察される。

さて、長法寺氏に代わって小守護代に任じられた松山氏は、在地性が希薄で、三方氏もしくは一色氏の忠実な吏僚として京都から下されたと考えられるが、この松山氏もまた、次第に吏僚の枠を逸脱し、守護・守護代の遵行状を公然と否定して、押領行為を在地で展開していった（拙稿D）。この松山氏のもとで在国奉行となったのは、包枝・中村両氏である。すなわち、永享元年（一四二九）以降の太良荘年貢算用状において「包枝方中村方」への礼錢六〇〇文が毎年計上され、同五年以降の表記は「両奉行方」となる。また、「同時（三方下向時）奉行包枝方」（永享元年、オ一四八・ハ一六五）や、「守護代松山方礼時奉行中村」（同十一・十二年、リ一四五・フ一〇八・ハ二〇三・二〇四）といった礼錢記事も見える。このうち包枝氏は、先にふれたように、長法寺氏時代の兼田氏のことと推定されるから、前代に形成した三方若狭守との関係がそのまま継承されたものと思われる^⑩。勢馬氏が中村氏に替えられた理由は判然としないが、長法寺氏との関係が問

題とされたのかも知れない。彼らに在国奉行に対する太良荘からの礼錢は、原則として「守護方明春時」や「守護代礼時」、「三方下向時」などのついでに贈られるものであったが、永享十一・十二年には、それは別に「守護代松山方礼時」、中村氏にだけ五〇〇文が贈られている。このことは、包枝（兼田）氏が前代以来三方氏との緊密な関係を保っていたのに対して、新たに在国奉行に加わった中村氏の方は、次第に小守護代松山氏に接近した、もしくは松山氏の方が中村氏を引き付けた、といった事情を反映しているとみることができよう。いずれにせよ、長法寺氏と同様に、松山氏もまた在国奉行に対する私的関係を強化しつつあったといえるのではあるまいか。

むすび

南北朝期から室町期にかけて、守護の管国支配体制にみられた大きな変化の一つに、守護代の在京化がある。南北朝期の若狭守護代小笠原長房は、在国しながら強力な支配を展開していたと思われる（拙稿B）。それは、まだ政治的統一もみていない、動乱期における分国経営にとっては、ある意味で適的な態勢であった。この守護代の在国期においては、小守護代や在国奉行の存在意義はそれ程高まることはなく、おそらくそのために小守護代と在国奉行の格差もあいまいな状態にあった。いわば、守護代の在国の重みが在国機構における小守護代以下のヒエラルヒーの成熟を抑制していた面もあるのではなからうか。室町初期になると、小笠原長房のあとの長春は在京を原則とするようになるが、それでも小守護代武田氏のもとには津田淨玖のような有力な在国奉行がいて、結局小笠原氏のもとでは、最後まで在国支配機構における小守護代武田氏の主導権は確立しなかった。守護代が三方氏になると、小守護代長法寺氏と在国奉行勢馬・兼田氏の間には被官

関係が認められるようになり、在国支配機構における小守護代の主導性はようやく確立された。しかし、在京する守護権力(守護・守護代)にとつて、かかる事態は必ずしも好ましいことではなかった。三方範忠が一族の同若狭守を在国守護代として派遣したのも、長法寺氏の強権化を抑止するためであったと思われる。その結果、長法寺氏の権勢をある程度低落せしめはしたものの、最終的には長法寺氏を改替せざるを得なかったところに、在地において長法寺氏の影響力が根強く浸透していたことをうかがい知ることができる。次の小守護代松山氏も、当初は別として、長法寺氏とまったく同じ道を歩んでいたといえる。守護・守護代の在京が恒常化した室町期畿内近国の在国支配機構において、その首位に立つ小守護代は、京都の守護権力にとつては可能な限り没個性的な吏僚の枠にとどめておかなければならないにもかかわらず、現実には在地において私的権力に成長する危険を孕んでいた。しかし、小守護代が室町幕府―守護体制の秩序を打破して地域権力として成長していく程の力量が十分蓄積されなままに心仁の乱を迎え、やがて守護・守護代が在国化していく中で、小守護代はその存在意義を失っていくのである。

注

- (1) 拙稿「畿内近国における大名領国制の形成―越前守護代甲斐氏の動向を中心に―」(『史学研究五十周年記念論叢』日本編、福武書店、一九八〇年)。
 (2) 小笠原氏・三方氏に関する次の一連の拙稿は、以下拙稿A、拙稿Bのごとく略記する。

A 「將軍近習小笠原藏人と若狭守護代小笠原長房」(『若越郷土研究』三四―一)

B 「南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について」(『兵庫教育大学研究紀要』九卷)

C 「南北朝期の若狭国人三方氏について」(『若越郷土研究』三四―六)

D 「室町期の若狭守護代三方氏の動向」(『兵庫教育大学研究紀要』一〇卷)

E 「室町期の若狭守護代三方氏の政治的地位」(『若越郷土研究』三三―

一一)

(3) 『群書類従』補任部。

(4) 拙稿B注11でふれたように、貞治五年八月の斯波氏失脚後しばらく「守護未補」の状態が続き、十月十六日までに一色範光が補任された(『大日本史料』第六編之二十七、四一三頁、「吉田家日次記」同日条)。

(5) (貞治六年)七月十四日小笠原長房宛一色範光書状(『大徳寺文書』一一二号)に「昨日態以飛脚下伏候了」とあることから、遅くともこれまでに小笠原長房は若狭に下国していた(拙稿B注29)。

(6) 両使のうち遠山入道は、応安六年に名田荘での活動が確認されるものの、彼の「濫妨」を停止せしめた一色範光宛將軍家御教書には「披官人遠山入道」とのみ記され、肩書は見えない(『大徳寺文書』一五六号)。

(7) 武田氏は、鎌倉期の史料には所見がないが、康安元年十二月から翌年三月にかけて、太良荘で守護石橋氏の「給人」として活動している(大日本古文书『東寺文書』は一四一―一四二号)。

(8) 貞治六年分太良荘地頭方年貢算用状(『東寺百合文書』ハ函六八号)―以下「東寺百合文書」は「ハ六八」のごとく京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』の函名・文書番号のみを示す)。

(9) 応安三年八月九日直秀書状(『東寺文書』書)。

(10) 松浦義則「南北朝期の若狭太良荘と守護支配」(『福井県史研究』4)。

(11) 『福井県史』資料編9(以下『県史』9のごとく略記)、若狭彦神社文

書一。号。

(12) 建久七年六月日若狭国源平両家祇候輩交名案(ホ四一五)に「倉見平太範清」の名が見える。

(13) 拙稿「南北朝室町期の若狭守護と国衙」(『兵庫教育大学研究紀要』一二二巻)注41・47。

(14) 『県史』2、大谷雅彦氏所蔵文書二号。

(15) この点は、すでに『角川日本地名大辞典18 福井県』(角川書店、一九八九年、以下『角川地名辞典』と略記)が指摘している(『西津荘』の項、八八四頁)。本稿では花押その他からこれを裏づけたにすぎない。

(16) 明德元年、太良荘百姓らが守護夫の減免を訴えた際、たまたま下向してきた同荘代官長田弾正蔵人が「守護代官武田入道(浄源)」と交渉している事実も(オ八二、八九四)、表Iで守護夫催促状を独占的に発給している重信が武田重信のことであることを裏付けている。

(17) 『県史』2、宮内庁書陵部所蔵文書七号。

(18) 『県史』9、明通寺文書四四号。

(19) 実は、この花押⑩は表Iの重信のどの花押(③④)とも一致しない。文書の年代は、武田重信が散位を称した時期はわからないものの、守護代小笠原長房が応安三年九月以前(貞治六年七月以後)から同六年十月以後(永徳二年八月以前)の間散位を称しているので(『大徳寺文書』一一二号、オ五四・六四、ツ七六)、あるいは応安年間かも知れない。とすれば、表I No.5以前ということになり、この間に花押を一度変えたことになるが、前述したように、重信は永和三年(花押⑨)から康暦二年(表I No.7花押④)の間にも花押を変えており、やや頻繁にすぎる感もある。したがって、史料Dの重信と表Iの重信を別人とみなす余地もなくなっているのであるが、一応ここは花押の変化と考える。

(20) 『小浜市史』諸家文書編三、中世文書(秦文書)一〇二号。

若狭守護一色氏の在国支配機構

(21) 同右、七三号。なお、松浦義則「南北朝期若狭太良荘と松田知基」(『福井大学教育学部紀要』第三部、社会科学四一号)参照。

(22) この浄源の花押⑪は、前年のもの(花押⑩)とは若干異なっている。重信の出家は嘉慶元年正月で(守護次第)、どちらも出家後のものであるから、出家時ではなく、しばらく経って花押を変えたことになり、これまた史料Dと同様、花押の変化と解するには少し不自然さも残る。しかし、法名といい、表I No.63と66の関係といい、史料Eの浄源も表I No.63の奥の花押の主も、ともに「小守護代」武田重信とみなすことがもっとも適合的であることを示唆している。

(23) 太良荘地頭方年貢算用状で、永徳元年分(ハ八七)に「右京亮殿出京時京都酒肴」、明德元年分(ハ九五)に「武田殿五月京上時ハナムケ」などに見える。なお拙稿B・D参照。

(24) 『小浜市史』諸家文書編三、中世文書(秦文書)一〇五号。

(25) 『県史』9、明通寺文書四五号。

(26) 『小浜市史』諸家文書編三、中世文書(秦文書)一〇四号。

(27) 津田氏の本拠は、現在の小浜市街地西寄りの地であったと推定される。すなわち、近世の地誌「若狭郡県志」(『小浜市史』第一巻)によれば、伏原から長源寺にかけての西方一帯をかつて津田と呼び、市街地ができる前は、河水が注ぎ込む入江になっていて、海に連なっていたという。その位置、地形から津田氏が国衙在庁出身者で、水運にかかわる者であることも想定されるが、これ以上手がかりはなく、彼の出自は不明という他ない。

(28) 『県史』2、天龍寺文書三三三号。

(29) 『小浜市史』諸家文書編三、中世文書(秦文書)一〇六号。

(30) 注(26)に同じ。

(31) 年欠三月晦日弁祐申状(リ二五九)。弁祐は東寺公文所に宛てたこの申状で、恒枝保押領田地がまだ守護方より打渡されていないのは、「守護代

殿」が支証がなくては打渡は無理だとしているからで、幕府に働きかけて「守護殿御かき下こしらへ候へきよしかたく申され」ている「武田殿」のいうように、守護書下を取り付けるよう求めている。この中の「守護代殿」と「武田殿」は文脈からみて同一人物を指すと思われる、弁祐の交渉窓口は武田であったとみてよい。

(32) 『群書類従』補任部。

(33) ただ、そうだとしても長盛は武田から蓬沢に改姓したわけではなく、小笠原(在京守護所)に対しては蓬沢、在地では武田、のごとく両姓を使い分けていたのではなからうか。すなわち、応永期に入っても太良荘など在地の人間の書いた文書には例外なく「武田」とあり、「蓬沢」とするものは一例もない。ただ、武田でなく「御賀本殿」の注記をする例が一つだけある(前掲史料F)。この文書は同時に浄玖を「津田殿」とせず「門真殿」としていることから、浄玖も寿恩も津田・武田以外の姓を名乗っていた可能性を示すものではあっても、長盛が蓬沢を名乗らなかった徴証とすることはできない。ちなみに、「蓬沢」なる地名は、貞治二年・観応二年当時の甲斐国一条郷内に認められ、前者は武田信武(当時の惣領)、後者は小笠原近江入道妻専阿の寄進地として見える(『甲州古文書』所収、一蓮寺文書一号)。後者の専阿は武田氏から嫁したと考えれば(系図には専阿は見えないが、武田・小笠原両氏間の婚姻関係は信武嫡男信成と小笠原貞宗女を始めいくらか確認できる)、甲斐の蓬沢は武田氏の所領であったとみることができる。以上から、次のような一つの想定が可能となる。すなわち、甲斐武田氏の一族で蓬沢を本拠としていた一流が、貞治二年以前に甲斐を離れ、康安元年(若狭における武田氏の初見)までに武田重信が若狭に入った。重信の子、長盛の代に、在京するようになった守護代小笠原氏との間では、長盛は「蓬沢」の名でよばれるようになった。それは、あるいは小笠原氏(または武田氏)が長盛の本宗家たる甲斐守護武田氏を

憚って「武田」を避け、甲斐時代の在名を用いたのかも知れない。しかし、在地若狭ではそれまで慣れ親しんだ本姓を通したのである。

(34) 注(13)に同じ。

(35) 『県史』9、羽賀寺文書二七号。

(36) 小浜市熊野には、「勢間谷」「勢間谷奥」の小字が残る(『角川地名辞典』資料編「小字」一覽)。

(37) 『角川地名辞典』、「兼田」の項(三四四頁)。

(38) 鎌倉期の包枝氏は、建久七年六月日若狭国源平両家祇候輩父名案(ホ四一五)に「包枝大郎頼時」の名が見え、文永十年には包枝進士太郎入道光念が、大田文調進の旨を執達した守護代渋谷経重施行状を承けて「郡郷庄保政所」に下達している(ア二五―三、フ七一)。

(39) 拙稿Dでは、勢馬・兼田両氏と「奉行方」を別人と考えたが(注31)、このように改めたい。

(40) 包枝氏は、永享十二年に失脚した一色氏に代わって入部した武田氏のもとでも、宝徳二年(八二四四・二四五)以後しばしば太良荘からの礼銭贈与に預かっている。つまり、他の一色被官のように牢人化することなく(一色牢人の蜂起は応仁の乱までに四回みられる)、スムーズに武田被官に移行したようである。

〔付記〕

花押写真の掲載に際しては、文書所蔵者の京都府立総合資料館・京都大学文学部博物館・東寺・大谷雅彦氏から御快諾を賜った。また、福井県史編さん課の山名暢氏、小浜市教育委員会の杉本泰俊氏からも種々の御教示に預かった。特に記して深謝申し上げたい。

(平成四年九月三十日受理)

The Domination System of Wakasa Country by the Isshikis as Shugo:
The Change of Relationship between Ko-shugodai and Zaikoku-bugyō

Shōichi KAWAMURA

The position of Shigenobu Takeda (武田重信) as the first Ko-shugodai (小守護代) was, at the beginning, almost the same as that of Zaikoku-bugyō (在国奉行). From around 1381, clear differences began to appear between the position of Ko-shugodai and that of Zaikoku-bugyō in general. But at the same time, an influential Zaikoku-bugyō named Jōkyū Tsuda (津田浄玖) appeared. He had almost the same powers as Shigenobu did, and they collected taxes in cooperation. This cooperative system was maintained in the generation of Shigenobu's son Nagamori (長盛). But when Osamu Chōhōji (長法寺納) was appointed as Ko-shugodai in 1406, he began to exert a strong leadership by taking Zaikoku-bugyō into his service. In order to resist this, Shugodai Noritada Mikata (三方範忠) in Kyoto removed Chōhōji and appointed Saburōzaemon Matsuyama (松山三郎左衛門) as Ko-shugodai. But he also tried to follow in the same wake. In the Muromachi era (室町時代), when Shugo and Shugodai made their residence in Kyoto, it was a general tendency that the dominators placed in their respective countries strengthened their private powers as well.